

あいりん地区における就学前児童の実態と問題点

あいりん地区における  
就学前児童の実態と問題点

昭和46年3月

不完全：部分のみ

376.1  
96

館内

大阪府立図書館 大阪市民生局



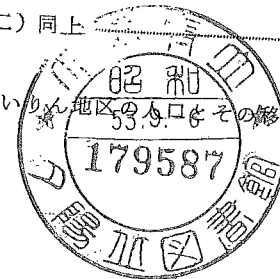
都市社会学研究会

1610373464

あいりん地区における就学前児童  
の実態と問題点

目 次

序	2
§ 1 あいりん地区と就学前児（概観）	4
§ 2 資料（保育所申込書）分析からみた問題点	10
§ 3 事例調査を中心としたこどもの実態	14
§ 4 所見（一）問題と対策	20
§ 5 所見（二）同上	24
§ 6 補論 あいりん地区の人口とその移動	27



# あいらん地区における就学前児童の 実態と問題点

関西都市社会学研究会

## § 1 序

この研究は、昭和45年度における大阪市民生局委託調査として実施されたものである。われわれは昭和44年度において、あいらん地区の児童・生徒の実態について調査したので、本年度はこれを受けついで、調査対象を就学前児に限定した。ただしいわゆる3才～6才未満の就学前児だけでなく、1才～3才未満の幼児、1才未満の乳児を含む家庭もあわせて考察の対象とし、それぞれの問題点について言及することにした。

われわれは、昭和33年以来毎年あいらん地区の社会学的実態調査にとりくんできたが、これまで簡易宿所を中心として労働者の実態、とくに民生福祉の問題に焦点をあててきたので、子どもを中心とした問題は、その重要性にもかかわらず残された課題となっていた。

最近あいらん地区の環境改善が急速に進展しているが、保育所・幼稚園の問題についても検討が進められつつある。そこで本年度は、あいらん地区における就学前児の実状と、保育所利用希望者の実態、さらに就学前児をめぐる問題家庭の事例調査を中心にとりあげて、そこからいくつかの問題点を抽出しながら対策の方向を提示しようとした。

はじめに国勢調査その他の基礎資料から、あいらん地区16町の就学前児の地域別分布の実状を明らかにし、ついで住民登録基本台帳から登録住民票の10%抽出調査により、乳・幼児・就学前児を含む世帯についての家族類型、来住年月、前住地の分析を行なったが、サンプル世帯に対する面接調査は、費用の関係で中止せざるを得なかった。ついで保育所入所申込書に記載された事項について、集計分析を行ない、保育所利用希望者の実態と問題点を明らかにした。さらにあいらん地区担当の保健婦、社会福祉主事、児童福祉司、婦人相談員、保育所長、民生委員、児童委員その他就学前児にかかわりを持っている地区関係者と座談会あるいは聞き調査を実施して問題家庭の事例研究を深め、問題の所在、対策の方向をさぐるようとした。

調査の企画立案は、昭和46年8月から進められたが、住民登録票の抽出調査、保育所申込書の分析、地区関係者との座談会、聞き調査、事例調査は、昭和46年1月～3月に実施した。

調査担当者は、飯塚進（桃山学院大学）が代表責任者となり、野村哲也（社会事業短期大学）

仲村祥一（熊本大学）光川晴之（大阪府立女子大学）土田英雄（大阪教育大学）の合計5名が一体となって調査全体に共同で参加し、サンプルの抽出、集計分析には桃山学院大学、社会事業短期大学の学生の協力を得た。

調査結果の内容については、各節を参照されたいが、要約すると次の通りである。

1. 就学前児の問題は、あいらん地区全体のウェイトからみて、あまり重要視されていないが、質・量ともに決して軽視できない問題である。
2. 最近環境整備・市街地再開発の進行によって、一部地区では人口減少傾向がみられるが、その分だけ中心地区に集中しており、全体として決して人口は減少するどころか、むしろ増加の傾向さえ示している。
3. 単身労働者だけでなく世帯もち労働者とくに就学前児を含む子どもづれ世帯の問題は一層複雑な内容を示すようになってきているのに、その対策は遅れている。
4. 保育所について、絶対数の不足だけでなく、入所手続その他の問題の解決が必要で、非保育児の実態究明とその対策は緊急課題となっている。
5. この地区では、こどもの問題は親の問題の延長であり、やはり親ぐるみの対策が講ぜられない限り問題は解決しないと思われる。

（土田英雄）

§1 あいりん地区と就学前児（概観）

われわれの当初の計画では、直接、乳幼児を含む世帯に対する面接調査を行い、その実態やモード、ならびに問題点を見出したいと考えていた。そして対象家族の抽出の段階までいったのであるが、諸種の事情により実施を断念せざるを得なくなった。

しかし、その過程で、住民基本台帳から若干の資料が得られたので、それをもとに、概略的な実態と問題点を考えてみることにする。

まず昭和45年の国勢調査速報から試算した町別の一世帯当り人数、および町別の人口性比（表1-1）をみると、東入船、西入船、海道、甲岸の4町では、一世帯当り人員が、1.2人～1.3人で、ほとんどが単身と考えられること、男女比が、女1に対して男4～6というように圧倒的に男が多いことがわかる。なお、これに次いで東田、東萩の2町が、かなり似た傾向を示している。したがって、この6町は、あいりん地区内でも特に単身の男子が多く、いわゆる“労務者の町”としての性格が強いと云っていいだろう。このことはまた、簡易宿が、この6町に集中していることから裏付けられる。（あいりん地区簡易宿調査報告、昭和44年3月参照）

しかし一方、今回の資料調査にあげられた乳幼児（0～6才）を含む世帯の一覧（表1-2）をみると、西入船、東萩、東田の各町には、乳幼児を含む世帯もまた予想外に多く、全体の平均を上まわっている。都市再開発計画による住宅建設の結果があらわれているとも思われるが、同時にまた、簡易宿や、それに近い日払いアパート等に居住する幼児連れの世帯が、いぜんとして多いことも示しているようである。いずれにせよ、男子労務者中心の町に、乳幼児を含む世帯が混在することは、物的にも、また人間的環境でも適しているとは思えない。全体的な環境改善をめざして、さらにこまやかな配慮が望まれよう。

表 1-1

あいりん地区の世帯数、人口および  
一世帯当り人員、男女比

〔昭和45年国勢調査速報〕

	世帯数	人 口			1世帯当り 人 員	男 女 比 (女を1として)
		総 数	男	女		
東四条1丁目	227	521	271	250	2.90人	1.08
"  2丁目	0	0	0	0	0	0
"  3丁目	214	505	297	208	2.36	1.43
東入船町	3,686	4,560	3,822	738	1.25	5.18
西入船町	1,790	2,068	1,805	263	1.16	6.87
甲岸町	1,453	1,919	1,507	412	1.32	3.66
海道町	1,651	2,287	1,817	470	1.39	3.87
東萩町	1,369	2,448	1,620	828	1.79	1.96
東田町	2,663	4,116	2,934	1,182	1.55	2.48
今池町	1,198	2,428	1,486	992	2.03	1.45
東今船町	186	520	243	277	2.80	0.88
曳船町	623	1,546	815	731	2.48	1.11
山王町1丁目	234	721	367	354	3.08	1.04
"  2丁目	1,402	3,601	1,823	1,772	2.57	1.03
"  3丁目	1,498	3,954	1,968	1,986	2.64	0.99
"  4丁目	617	1,656	740	916	2.68	0.81
計	18,761	32,850	21,471	11,379	1.751	1.887
西成区	71,728	194,794	100,836	93,958	2.716	1.073

表 1-2

愛隣地区の乳幼児を含む世帯

(住民基本台帳・S46. 2)

	世帯数 <sup>a</sup>	1/10抽出世帯数 <sup>b</sup>	乳幼児を含む世帯 <sup>c</sup>	c/b その割合	乳幼児数
東四条1丁目	256	25	8	12%	5
" 2丁目	31	3	0	0	0
" 3丁目	225	28	5	22	7
東入船町	1,088	104	7	7	11
西入船町	409	40	5	13	5
甲岸町	573	58	1	2	1
浜道町	675	67	2	3	2
東菟町	1,065	107	14	13	21
曳船町	616	61	6	10	7
東田町	1,282	128	19	15	27
今池町	817	81	7	9	8
東今船町	236	24	3	13	5
山王町1丁目	273	27	3	11	3
" 2丁目	1,569	157	20	13	23
" 3丁目	1,676	168	24	14	37
" 4丁目	772	77	8	10	10
計	11,463	1,145	127	11	172

次に、対象世帯のあいりん地区への転入状況であるが、それを年次別、前住地別にみてもと表1-3のように、昭和30年以前から住んでおり、大体地区の住民になりきっていると思

	前世帯住の時から居住地区内移動	大阪市内より	府下および近接都市より	他府県より	その他世帯分離による住所設定	計
昭和30年以前	実数 28 70.0%	5 12.8	0 0.0	1 5.8	0 0.0	34 26.8
31~34年	1 2.5	5 12.8	0 0.0	1 5.8	0 0.0	7 5.5
35~39年	4 10.0	9 23.1	3 18.8	1 5.8	2 15.4	19 15.0
39~42年	6 15.0	8 20.5	5 31.3	6 31.6	6 46.2	31 24.4
43年以降	1 2.5	12 30.8	8 50.0	10 52.6	5 38.5	36 28.3
計	40 (31.5)	39 (30.7)	16 (12.6)	19 (15.0)	13 (10.2)	127 (100.0)

(比率は年次別)

われる世帯は26.8%、それに対して昭和39年以降にあいりん地区へ転入した世帯は5.2%あり、昭和43年以降に限ってみても28.3%と、かなり移動が激しいようである。ところでこれを前住地によってわけてみると、さらに幾つかの注目すべき実態があらわれて来る。

(1) 府下(大阪市内を除く)および他府県からの転入の8割強が昭和39年以降であり、43年以降のものだけでも50%を越えており、市外からの転入者は、大部分が最近のものであることを示している。さらに、

(2) 市外からの転入者は、少くともその72.9%が乳児をつれての転入である。(市内からの転入者では、逆に現在の乳児の72.5%が、転入してから出生している)。および、

(3) 市外からの転入者の約60%が、いまだに間借り、またはアパート住いであるということ(表1-4)。これは、大阪市内からの転入者及び地区内移動の世帯では81%が、単独と考えられる家(文化住宅等を含めて)に住んでいるのとくらべて、顕著な差がある。

(4) また転入年度を町別にみると、前記6町では、その44%が昭和41年以降であり、他の10町の場合の35%より比率が高い。つまり最近の転入者は、労務者の町の性格の強い前記6町に多いと云える。

表 1-4

前住地別、住居の状況

	大阪市内より、 および 地区内移動		府下、他府県 よりの転入	
	実数	%	実数	%
単 独 住 宅 (文化住宅を含む)	64	81.0	15	42.9
間 借 り	4	5.1	8	22.8
ア パ ー ト	11	13.9	12	34.3

これらの特徴を総合してみると、次の様な姿が浮んでくる。すなわち、大阪市外からの転入者は、乳幼児づれが多く、比較的最近に來住したものが多く、そしてその大部分が間借りまたはアパート住まいをしているということである。こうした傾向の要因が何であるかについては、この資料だけでは何とも云えないが、きわめて大まかな推論を許していただけるなら、次の様なことも考えられるのではなからうか。すなわち、他府県から職を求めて來阪した子供づれの家族にとって、郊外の住宅はもちろんのこと、保証金等の高い文化住宅にも入れず、また普通の住宅地のアパートなどは、子ども連れを断る所が多いなどから、気安くはいれるあいりん地区のアパート（日払いアパートなど）が目指されるのではないかと考えられるし、あるいはまた、当座の落着き先として簡易宿等へ宿泊し、次いで周辺の貸間、アパートに移り住むといったケースも考えられよう。そこには見知らぬ土地へ來た人にとって、あいりん地区のもつ気安さ、生活のしやすさ等があるためと思われるが、乳幼児を含む世帯の場合には、それだけでいいのかどうか疑問の残ることである。

なお、地区外からの転入者について見逃せないもう一つの特徴は、欠損家族の多いことである。

表 1-5

対象家族の家族類型

父母あり	父のみ	母のみ	3世帯	その他	計
80	5	13	17	3	127
(70.1%)	(3.9)	(10.2)	(13.4)	(2.4)	(100.0)

地区内移動あるいはずっと以前（昭和30年以前）から住んでいる40世帯では、欠損家族は1世帯（2.5%）だけであるが、地区外からの來住者（87世帯）では19.7%（17世帯）という高い率を示している。しかもそのうち5世帯は父子世帯であり、母子世帯との比率は

1:2.6となるが、これを大阪市全体の比率（父子世帯:母子世帯=1:5.6）とくらべると、あいりん地区に父子世帯の比率の高いことは大きな特徴と云えよう。

次に乳幼児数の年次別変化は次の通りであり、昭和39年から昭和44年迄の平均は23.8人

出生年度	昭和39年	40	41	42	43	44	45
幼 児 数	24 (人)	29	11	29	23	24	30

で、昭和41年が異常に少く、その前後に多いが、これは昭和41年が“ひのえ午”にあたる年であることを考えると、ほぼ平均していると云っていいだろう。従って、昭和45年の30名は著しい増加であり、この一年だけで動向をうんぬんするのは早計であるにしても、今後数年間の動向、とくにその内容について注目する必要がある。先にも述べたように、あいりん地区の開発、整備が進んで、いわゆる世帯持ちにとって居住環境がよくなったためなのか、あるいは単に地方からの都市流入者が増加し、その中で縁故のない者の最初の落着き先として、あいりん地区へやって来るものがふえたためなのか、さらに今後、追求して行かねばならない問題だからである。

(野村哲也)

## §2 資料分析 - 保育児童台帳（入所申込書）から見た問題点

保育所が“保育に欠ける”乳児又は幼児の保育を行なう施設であることは今さら云うまでもない。従ってそこに入所している児童の家庭は、母親が外勤のため保育が出来ないとか、母親が長時間内職や自営業に従事するため保育が出来ない等、入所措置にあたっての幾つかの基準のどれかに該当する家庭であることは、これ又云うまでもないことである。

然し、あいりん地区居住者の場合、日雇労働者18,000人を含む約44,000人（昭和44年12月31日現在）が僅か0.7平方町の地域に住み、乳幼児のある家族にも、簡易宿や日払いアパートに居住するものが多いという居住環境の悪さ、及び、就労状況の特殊性からみて、“保育に欠ける”という内容には、更に複雑なものが予想される。

本節では、西成福祉事務所に出された保育所への入所申請書を主な資料として、そのアウトラインをさぐってみることにする。調査対象は、昭和43、44年度に東田保育所、あいりん会館保育所、今池生活館保育所に入所した乳幼児123名である。なおその大部分は、各年度の終りに学令に達したため廃止されるか、転居等にもとづく中途退所者であるが、措置解除理由が行方不明となっている者も3名あり、この地区の特殊性の一端がうかがわれる。

措置理由（入所を希望する理由）

まず、もっとも重要と思われる措置理由をみてみると、（表1）母親の外勤が67%で最も多く、次いで自営業、内職等に従事する者17%となり、計103名（83.7%）が母親の就労にもとづくものである。

表 2-1 措置理由

	実数	百分率
1. 母親が外勤のため保育出来ない。	82人	66.6%
2. 母親が内職、自営業のため保育出来ない。	21	17.0
3. 母親がいないため保育出来ない。	5	4.0
4. 母親が出産、病気のため保育出来ない。	12	9.7
5. 家族に看護を要する病人があるため保育出来ない。	3	2.4

夫婦の共働きが次第に増加しつつある今日、この事自体は、それ程特異なものではないが、問題は母が就労する理由、及び母の就労状態である。そこで対象者の父の職業をみると、いわゆる日雇労働者とみられる土工が26名、工員15名が最も多く、その他、運転手、行商、理容師、調理士、店員等多種にわたっている。これ等に共通している事は、安定した企業ないしは職業でな

いということであろう。比較的安定していると見ていいのは、公務員の2名と会社員（内容は不明であるが）と記した8名の計10名程度に過ぎない。従って収入も低く、大部分が共働きにもかかわらず合計の月収が平均35,200円であり、対象家族の平均家族員数3.96人から見ると家計状態は非常に苦しいと云える。母親の就労なくしては恐らく生活すら困難なものが多いと思われる。ところで、その母親の職業であるが、事務員（8名）、工員（10名）、店員（10名）と記された計28名を除けば、これ又、掃除婦（8名）、雑役（7名）、手伝（7名）等不安定なものが多く、日雇い人夫、行商、切符売等も数かずつある。そして女性の専門的職業として比較的永続し得る教員、看護婦等はただの1名にしか過ぎない。

### 家族構成

対象者の家族数は表2の通りであり、平均子ども数は2.1人である。なお家族形態としては、

表 2-2 家族数分布

2人	10
3人	43
4人	33
5人	22
6人	11
7人以上	4
平均	3.96人

母子家庭が21世帯、母子が5世帯、父母ともになしが1世帯で欠損家族は全体の22%に上る。又祖父母の何れか又は両方のいる家族は7世帯（5.6%）で非常に少い。もちろん、対象が保育所入所児の家族であるから、母が就労しており、祖父母等がいないために入所を希望するケースが多くなるのは当然であろうし、欠損率の高い事も予想される所である。唯、婦人相談員、児童相談員及び保育所職員の方々の話では、欠損の理由が、父の蒸発、母の家出といった事によるもの

が少なからずあるという事であって、この資料だけからは分らないが、今後更に追求する課題としたい。祖父母との同居の少い点についても同様である。

### 経済状況

先にも述べたように、対象家族の親の職業が、不安定でかつ収入の少い事が顕著な特徴として考えられる。中でも表3から分るように収入ゼロ或いは一万円未満が計19世帯（15%）、あり、更に夫婦の月収の合計が4万円以下という家族になると約半数の49%に達するのは注目に値する。保育費徴収についての負担能力認定表の分類から見ても、A階層（被保護世帯）が19世帯、B階層（市民税非課税）が46世帯（37.3%）となっている。

ところで、一方父母の年齢分布（表4）を見てみると父の年齢の平均は33才で、それ程高令でもなく、労働力不足の折から、定職に就く事もそれ程難かしい事でもないし、ある程度の収入を得る事は十分可能なわけである。その点大きな疑問として残るわけであるが、日常、子どもを



表 2-3

## 対象家族の月収

0円	12 (世帯)
1円～1万円未満	7
1万円～2万円未満	5
2万円～3万円未満	18
3万円～4万円未満	18
4万円～5万円未満	32
5万円～6万円未満	15
6万円以上	10

平均 35,200円

(不明6を除く)

表 2-4

## 両親の年齢

	父	母
23才以下	0人	2人
24～27才	4	20
28～31才	14	34
32～35才	26	24
36～39才	21	22
40～43才	13	8
44～50才	12	2
51才以上	10	0
不 明	1	5
父又は母なし	22	6

通じて父母と接触の多い保育所職員によれば、結局は、父親の勤労意欲の欠除によるものが多いという事である。従って母親の就労も、むしろ父親の代りに働かねばならぬといったケースが多いようである。父親は週のうち2日位しか働きに出ず、あとは寝ているか、パチンコ等に行くかしてブラブラして過すといった例も少くなく、極端な場合、妻が働きに出ればそれだけ、夫が休む事が多くなるといった傾向すらあるという。子を養育する責任すら果そうとしない親が少くないという事は、単に保育所にかかわる問題だけでなく、児童福祉の面からも考えねばならぬ問題と云えよう。

以上、保育児童台帳を資料として若干の特徴を見て来たが、実は、保育所に入所出来る児童はこの地区では、まだ恵まれた家庭だと云われる。保育所への入所申込みの手続きを面倒がって、子供を放置する親も少くないし、先に述べた親の就労状況からも推測される様に、早朝ないしは夜間の就労を必要とする職についている者は、はじめからあきらめて申込みない事が十分考えられる。あいりん地区における就学前児童の家庭についての実態の把握については、その様な家庭についてのケーススタディ的調査がなお必要とされるだろう。それについては他の所にゆずるとして、今回の資料以外に考えられる二三の問題についてふれてみたい。

第1は保育所の性格である。44年度より改正された保母養成機関のカリキュラムを見ても、保育所における“教育”の機能に重点がおかれたものになっているが、現実にも又、多くの保育所が幼稚園の代替機関的性格を強くしつつある。そして地域社会の人々もそれを期待する傾

向にあるようである。然しこのあいりん地区の保育所では、とも角、子どもを預ってくればよいといった期待しか持っていない人が多いようである。一つには、家庭における保育が、親の知識や技術の未熟さないしは無知の為、極めて不十分なことが多く、保育所での保育と格差がありすぎて、親自身がとまどう事によると思われるが、一方、保育所職員や児童相談員が一致して強調された事によれば、子どもの問題以前にある親の生活態度の歪みが大きく影響しているようである。単に生活が貧しい為子どもの養育に気をくばる余裕がないという様なことでなく、きわめて自分本位のその日ぐらしの態度が、子の養育に反映しているといっている。その意味では、この地区における保育所は、親ぐるみの形で（云わば成人教育をも含めた形で）児童の保育に当らなければならないという特殊性があるようである。

第2は学童保育の問題である。今回の資料をみても、措置解除の理由の大部分（79.3%）が小学校への入学により廃止となったものであり、母親その他が保育に当れるようになった為解除されたものは9.1%に過ぎない。大部分の学童は、小学校へ入ると共に午後の時間を親の保護なしにカギッ子として放置される事であろう。昨年度の「あいりん地区児童・生徒の生活環境調査」からも分るように、この地区には、子どものための十分な遊び場等がなく、いくつもある公園も、なかば浮浪者や、あぶれた労働者のたまり場になっているし、不潔でゴミゴミした町並みでは、子どもらしい遊びは不可能である。加えて、日払いアパートや簡易宿に住む者が多く、親自身が日銭的生活をしている事から、子も又食費、小遣い等をもって勝手きままな生活をする様になりやすい。これらは何れも教育上余り好ましい環境ではない。非行防止の意味からも学童保育の問題があわせて考えられる必要があるだろう。

（野村哲也）

### §3 事例を中心としたこどもの実態

1 はじめに：あいりん地区における就学前児の実態について、具体例を中心にしながら考察を進めてみよう。

もともと単身労働者が主であるドヤ街のあいりん地区では、世帯もちの割合は小さく、まして、こども連れの世帯は非常に少ない。240軒の簡易宿所、日払いアパートで生活している約14,000世帯のうち家族づれは約1,100世帯で、こども連れはその半分と推定されている。宿生活のこどもづれは、地区全体の中で割合として小さく絶対数もそれほど多くないとはいいながら多くの問題をかかえている例がほとんどである。

保健所の統計によれば（表1参照）、あいりん地区における年間母子手帳の発行数は約400であるが、転入がはげしく手帳を持たないものもかなりある。死産は近年減少しているが、約100件もあるので、地区の出生児数は約300人である。昔は乳児死亡が多かったが、近年減っている。

表 1

あいりん地区出生動態

(大阪市西成保健所「保健所のあゆみ」より)

	41年	42年	43年	44年
母子手帳発行数	373	397	415	426
出生児数	276	310	323	299
乳児死亡者数	16	11	14	2
死産胎数	160	140	77	52

2 劣悪な住居条件：まずはじめに住居条件があまりにもひどすぎる。保健所の乳児家庭環境調査では、約6割が宿・日払いアパートの一室に住んでいる。2畳一間の宿で親子夫婦5人が、並んで寝られないので、頭と足を交互にさしちがえて折り重なる様にして寝ている例がある。朝起きてみたら夫婦の間にはさまれて寝ていた乳児が圧死していたという信じられないような悲劇も実話として存在している。もっと極端な例に約1畳間仕切りの単身者用2段ベッドを2人分使用して、そこで2才の幼児をつれて親子3人で生活していたのがあった。2段ベッドだからベッドの上では立つこともできない。腰をかかめて坐ったきりの生活である。2才の幼児がはい回る空間は、わずかに2畳だけ、幼児でも立てば天井につかえそうになる。

問題はこのような環境のなかで、こどもがひとりで棄て置かれていることである。親が働きに出ている間ひもで柱にくられたまま放置されていた1才の幼児や、ひとりで留守番していたときの火事で焼死した2才の幼児の話など痛ましい例もある。

一般には宿屋の廊下が幼児の遊び場になっている。一間だけの生活では自由な生活空間を望めない状態であるが、廊下を遊び場にしてこどもたちはたくましく生きている。しかしほとんどの宿やアパートは、こどもづれを泊めると部屋のいたみが数倍もちがうし、廊下や玄関をこどもの遊び場に占領されて迷惑するので、こどもづれは始めから泊めないし、こどもができたら宿から追い出すケースが多い。

最近古い木造2階建の宿をこわして、新しく単身者向けの宿につくりかえているので、古い宿に住んでいたこどもづれはドヤを追われて地区周辺に新しいスラムを形成しつつある。

3 こども不在の家庭環境：この地区でとくに問題になるのは、こどもを中心とした家庭環境が全然存在しないことである。

1) 母子世帯と父子世帯：あいりん地区の特徴は、母性失格の母親が非常に多いことである。生活力のある女性は、こどもを父親に押しつけて、自己本位に生きようとする。その結果乳児をかかえて困り果てているあわれな父親の姿が目につく。それに比べて父親の死亡、離別あるいは行方不明のため母子世帯を形成している場合、母子寮に入るよりも男をみつけて同棲しているのがほとんどである。

住民登録や戸籍の面では母子世帯になっていても、実際の母子世帯は案外少ないのが実状である。したがってあいりん地区では統計にあらわれている以上に父子世帯が多いし、また内縁の継父を持つ世帯もかなりある。夫と別居して保育園に娘をあずけているある母親の場合も、表面上は母子世帯を形成しているが、実際には別の男と同棲していた。問題はこの男が母親の内縁の夫ではあるが、娘に対して父としての役割を全然果たしていないことである。この母も、この男を娘の親として期待せず、自分の男と考えるだけで、ふたりで力を合わせてこども中心のいわゆる家庭をつくろうと努力していない。

2) 無籍のこども：あいりん地区で特に顕著な現象は出生届もされないまま放置されている子どもが非常に多いことである。社会の目を逃れて日陰でこっそり生きようとしている親はこどもまで日陰者にしてしまう。故郷と縁切れのまま複雑に入りくんだ内縁関係にある母親から祝福されないで出生したケースがあまりにも多い。たとえば昭和33年生れのA君の場合、母親が前夫と離婚手続きもしないまま別居して飯場で炊事婦をしていたとき、たまたま親しくな

った相手と同棲してA君が生れたが、出生届がされなかった。その後、飯場とあいりん地区を往復しながら育てられたが昭和41年父親病死後、母親はA君を棄てて行方不明になった。その後A君の実父の弟が世話して45年3月やっとA君の出生届が受理された。しかし母親が前夫との離婚届をしていなかったため、A君は見も知らない母親の前夫のこどもになってしまった。もともと親子関係のない父と子が戸籍に記載される結果になったので、今度は冢裁で父子関係不存の審判を求めたうえで、現在孤児のA君を実父の弟が養子として正式に入籍させようとしている。

3) 未婚の母：極端な事例は、無籍で成長した娘が、内縁の子を生んだケースである。この地区に生きる人にとって戸籍がどんな意味を持っているのかあらためて考えさせられる。とくに売春関係が入りこんでくると、どうにも手がつけられない。ある母親の場合、私生の娘をつれて売春で生活していた。この母親が生きる手段としてやくざの兄弟と性関係を持つうち、成長した娘がまた同じ道をたどるようになった。その結果この娘もまた父の分らない子を生んだ。無知な女は7ヶ月もすぎて中絶の相談にきたらしいが、どうにもならないで出産までこぎつけたのに、育てる気のない親は赤ん坊を残したまま、3日目に産院を逃げだした。このこどもの将来はどうなるのだろうか。

4) こどもが飯のたね：またこどもをくいものにする親が多い。昔乞食にこどもを貸した話があったが今でもこどもを働かせて、居食いしている例がある。最近児童福祉法違反は影をひそめたとはいえ、施設に預けたこどもが成長したので、こどもにかせがすため、俺の子を返せと引きとりにきた父親の話など聞くと、まだまだ問題を残している地域であり、決してこどもの人権が尊重されているとはいえない状況である。

5) 悲しき母性と父性：親の資格もない親が多い反面、こどもを動物的な愛情で猫可愛がりする例も多い。こどもに不相应な多額のこづかいをやったり、食べきれないほど菓子を与えたり、狭い宿の一室に雛人形のセットを飾ったり、3才の幼児にオルガンを買ってみたり、こどもを通じてささやかな自負心を満足させながら、こどもの将来を考えた長期計画的な目標なしに目先だけの生きがい、こどもに求めている。とくに妻に棄てられたアル中でなまけものあわれな父親の場合、こどもにすがりついて辛うじて生きている例がある。性倒錯者の多いこの地区では、6才の娘を性愛の対象にしていた父親の話も聞いた。

4 生活相談：以上の問題をかかえたこの地区では、あいりん会館を中心として、さまざまな生活相談を引受けているが、就学前児関係について最近の機関別内容別一覧表をあげておこう。(表2参照)

表 2

## こどもに関する内容別相談件数

〔「愛隣会館事業概要」より〕

担 当	相 談 内 容	4 2 年	4 3 年	4 4 年
福 祉 事 務 所	保 育 相 談 (乳幼児処理)	6 7	6 4	1 9 9
児 童 相 談 所	養 護	1 2 0	8 5	1 1 8
婦 人 相 談	託 児	9 7	9 0	7 5
防 犯 コ ー ナ ー	家 出	3 0	1 7	3 5
戸 籍	出 生	5 8	4 6	3 6
	認 知	2 0	1 7	1 2
住 民 登 録	新 規 登 録	5 9	7 8	1 0 3
保 健 所	乳 幼 児 相 談	5 2	5 0	1 5

民生福祉関係では、こどもの保育とくに乳幼児の処置について悩みを訴えるものが非常に多い。生活扶助やベビーセンターへのあっせんなど効果的に処置されているが、まだまだ予算、施設、人員において、また保育時間、申込手続などの面で、この地区の実情にそぐわない点が多に多い。児童相談の特徴は、養護問題が相談件数全体の7割もあることである。簡易宿所での棄児や、妻に逃げられた父子世帯の乳幼児などは施設に収容して解決しているが、こどもを預かってかえって親の生活を破壊する場合もあるので、親の生活をも含めて適切な生活指導をする必要があるらしい。婦人相談は要保護婦人だけでなく、一般婦人も対象としているが、とくにアル中患者や、とばく常習者の夫を持つ主婦が生活のためこどもを預けることを希望している。しかし売春でかせぐためにこどもを預けに来る母親もあり、その処置には困っているようである。防犯コーナーは、就職、賃金、病気などの相談が多いけれども、また身のふりかたや、家出、託児の問題もかなり持ちこまれてくる。戸籍相談では、無籍の子の出生届の作成や、親子関係の確認など問題のあるケースがいまでも続いている。あいりん地区ではこどもが就学期に達すると戸籍や、住民登録がもっとも重要な課題になってくる。保健所は、母子衛生や、乳幼児検診などに精力的にとりくんでいる。他地区に比べてこれまで異常に高かった乳幼児死亡、新生児死亡、死産などをできるだけ防止しようと努力しているが、ほんとに指導の必要な人が、なかなか積極的に保健所を利用してくれないので困っている。

5 まとめにかえて：これまで述べてきたいろいろな事例について検討を加えると、あいりん地区における乳幼児を含む就学前児の場合、地域環境、住居条件をはじめとして、家庭環境においても子どもを完全に無視した状況であることが分る。流動性の高い単身労務者のまちであるあいりん地区は、正常な意味での家庭生活を営める場所ではない。一泊単位の簡易宿所は、そこにどれほど定着していても生活の本拠を置くにふさわしい住所とはなりえない。ところが底辺の社会で停滞せざるを得ない親たちは、もともと父性、母性が失格であったのか、それともこの町で沈滞している間に親としての自覚を失って行くのか、明らかでない点もあるが、現状ではとても子ども中心の正常な家庭生活を営んでいるとはいえない。正式の離婚手続をしないで別居したまま、新しい内縁関係を繰り返して自己本位に生きる母親や、妻に逃げられてもしかたないほど墮落したアル中でなまけものの父親は、子どもの出生についても全く無関心である。結局親の不始末はすべて無難のまま放置された子どもが負わされて行く。正常な家庭環境を知らないまま成長していく子どもが、また同じ道をたどる可能性が高いのも当然である。問題家庭を分析したとき、親の原家族に問題がひそんでいることが多いといわれている。家庭の味を知らない無知な母は自分の子どもにも家庭の味を教えられないだろう。このような状況では、問題の根はあまりにも深いので、現象的に子どもを預る施設を作ったり、住居条件を整備してやるだけでは、かえって新しい問題を生じるだけの結果になるかも知れない。無自覚な親に生きる道を身をもってさとらせる方法は、彼に子どもを育てさせることである。未婚の母に売春から足を洗わせるため子どもを押しつけることも考えねばならない。

このようにこの地域では、子どもの問題は子どもの問題だけで独立して存在しているのではなく、親の問題、それはさらに地域全体の問題と深くかかわりあいながら存在している。したがって目先の必要だけにとらわれて保育所、ベビーセンターその他福祉施設の充実だけを考えても問題は解決しない。もっと路地の奥や宿の廊下にまで分け入って、地域の住民の中に浸透して行くさらにきめのこまかい積極的な生活機能そのものを回復させるための親ぐるみの指導、助言に身を入れるよう努力しなければならないだろう。さらに理想を言えば、乳幼児を持つすべての父親や、母親のために住居や託児施設、遊び場だけでなく家庭ぐるみの一切の生活機能まで充足できるような子ども本位の総合的生活センターを完成させることである。この地域において子ども中心の町づくりが少しづつでも進められて行ったら、単身労務者のドヤ街は、子どもと子どもをとりまく親をなかだちにして面目をすっかり一新してしまうことも可能である。

子どもと老人を無視して社会が成立し得ないことは自明の理であり、したがってまた子ども

と老人を尊重したとき地域社会はその正常な機能を回復して、均衡のとれた安定と成長を維持し発展させることができるものである。ドヤ街を地域社会として永続的・固定的にとらえるか、それとも一時的・流動的な労働市場としてとらえるかは問題のあるところではあるが、最近ますます非人間化の方向をたどりつつあるあいりん地区の再生のためにも、その一隅にこどもと老人の天国を築いてみたらいかかなものであろうか。

注) 本稿の事例は、直接の面接聞き書のほかに、あいりん地区福祉関係者・保健婦その他からの面接聞き書資料と、あいりん教育(あいりん学園)忘れられた釜ヶ崎のこども(永田道正)その他の文献資料をもとにしている。

(土 田 英 雄)



#### §4 所見(一) 問題と対策

##### (1) 対策のための基礎資料

##### (a) 就学前児童数とその分布

昭和40年国勢調査によると、愛隣16町における0～4歳の乳幼児数は、2,069人(総人口32,385人に対して6.4%)である。その後の推定では、0～6歳児の就学前児童数は、約2,600人といわれる。さらに昭和45年4月現在の西成署調査によると、0～6歳の年齢層は2,403人(男1,308人、女1,095人)を数え、同年4月20日夜に、簡易宿泊所・日払いアパート・一般アパートに宿泊した6歳以下の子どもは720人(男375人、女345人)と報告されている。なおさらに、この両調査によって、愛隣地区に居住する就学前の子どもは、山王町(2～4丁目)、および東田町に多いことがわかる。さらに、昭和46年2月現在、住民基本台帳によると、愛隣11町(世帯数11,463)で乳幼児をもつ世帯は約1,270で、乳幼児は約1,720人と推定される( $\frac{1}{10}$ 抽出)。

##### (b) 保育所の実態

当地区における認可された公立の保育所は、東田保育所(定員60名)、今池生活館保育所(定員30名)、愛隣会館保育所(定員30名)が教えられる。このうち、愛隣会館保育所は、8歳未満の乳児を対象とし、半年毎に契約する。保育時間8:00～17:45で、職員は所長を含めて7名である。月に平均2名の移動性をもっている。また東田保育所は、3歳以上の就学前児童を対象とし、職員は所長を含めて4名となっている。さらに三ヶ所の保育児の家族(123)の類型は、母子家族21、父子家族5、父母なし1、あわせて欠損家族は22%で、祖父母のいずれかまたは両方と孫の家族は7(5.6%)を数え、全家族の平均員数は3.96人である。

認可された公立以外の保育所は、わかき保育園(定員50名)、家庭保育の家(定員5～8名、各町に一つ)、長田托児園、東萩托児園がある。そしていわゆる「預りや」は現在ほとんど見当たらない。

##### (2) 問題点と対策

##### (a) 保育所数の不足と保育所の新設

当地区の就学前児童数からみて、現在愛隣地区の保育施設の絶対数不足は明白である。乳幼児は、入所の必要性が認められても、また、親が子どもの保育所入所を希望しても、公・私保育所のいずれをとわず、入所は容易でない実情にある。ここでは一般に、「保育所にはいれるものは幸運だ」といわれるのも故なしとしない。

そもそも保育所づくりの規模や形態は、働く国民の保育所に対する要求や理解の程度と政府や地方自治体の保育政策のあり方とに関係している。日本全体に亘って、現在、働く母親の要求に応じるだけの保育所がなく、また保育所の内容の貧弱なものがかかなりある。保育所の絶対数不足については、全国的に「ポストの数ほど保育所を」という保育所作り運動がある。この点については当地区もその例外ではない。

保育所の絶対数不足をまねく原因は、諸種のもものがあげられるが、とりわけ、現代社会の経済の高度成長、生活水準の向上、物価の上昇、教育費の負担過重、消費ブーム、若年労働力の絶対的不足にともなう中高年齢層（とくに女子）の就労増加、などが指摘される。

保育所の絶対数不足に対して、親は国や地方公共団体の援助を期待すること大であるが、とくに都市では、その願いが切実である。

ところで、保育所を作る場合の基本的な心構えは、「保育所作りは、単に建物を作ることでなく、働く母親の権利の要求を認め、子どもの健全な生活を守り育てるいわば就学前の子どもを養護・教育する場として、乳幼児保育の質の向上を創造していくことである。」といえる。

保育所新設にあたっては、以下のことに留意しなければならない。すなわち、公立保育所新設の場合には、(イ) 人口、地域の実情を考慮し、適正な基準を設け、できるだけ多く、安心して預けられるよいものを作る。(ロ) 乳児施設の併設が望まれる。(ハ) 土地の確保に対する配慮において計画性が必要である。(ニ) 公営住宅建設の計画があれば、世帯数、人口などに応じて保育所を併設するよう企画されるべきである。

#### (b) 既設保育所

現存する保育所は、各種の調査によると、母親の希望と合致しない点が多く、とくに預り時間（例えば長時間保育）、保育所への送迎、零歳児保育などに関するものが焦点となっている。しかし他面、母親の側にも、子どもは人にまかせて自分は稼ぐだけという母親の域を脱して、子どもの養育・教育にも責任をもち、仕事もする母親になる自覚が望まれる。

既設保育所対策は、絶えず地域社会と密着して保育所の現状分析をする必要がある。とくに、乳児保育、保育時間、給食設備、入所基準、適正配置、備品、保育内容改善のための基準の検討、保母増員の必要性の有無、用務員・給食作業員の増員ならびに保母の配置についての考慮、夜間保育制度の是非、などが、緊急的、短期的、長期的な各側面において検討されなくてはならない。

#### (c) 無認可保育所

公立保育所の絶対数不足は、その肩代りの役割をはたす無認可保育所の設立を促進する可能

性が大きい。それらは個人の善意的な動機、母親の交代制による労力提供、特殊な団体などによって設立される。しかし総じて無認可保育所は、児童福祉施設の最低基準すれすれかそれ以下のものが多いとされる。つまり建物や敷地は、個人住宅や寺院の一部などがそれにあてられるが、保育室、遊戯室、調理室などは重複して使用され、衛生設備も十分とはいえない。また、保育料が高いか逆にそれは安いが収容児が多すぎる、保母の重労働、経営困難、給食や保健衛生、保育内容などに大きな問題をかかえている。

この現実には愛隣地区の将来と決して無関係ではない。願わくば、これらの諸問題についての対症療法ではなく、前以って予防的に問題対策を練る積極性が必要とされる。その対象は、単に未認可保育所だけでなく、季節保育所、簡易保育所、職場保育所、共同保育所、夜間保育所、家庭保育など、各種の領域をもっているのである。

#### (d) 保育児と非保育児

愛隣地区の保育児の発育記録によると、出生時の体重が正常であるにも拘らず、発育不良が目立っている。また彼らは偏食が多く、風邪もひきやすい。さらに風呂ぎらいの傾向もみられる。これらの事情は家庭環境に起因する点が多い。

とくに、保育児の発育不良が目立つが、これは母親が就労していること、母親として子どもを育てる能力に欠けていることなどが主な原因である。すなわち、母親が労働と家事・育児の過重負担にあえぎ、子どもを十分に世話することができず、また母親が離乳の知識に乏しく、衣類の洗濯など清潔さに欠け、食生活も子どもを偏食に導きやすい傾向がある。概して、子どもを養育する能力の弱い母親がかなりみられ、他方、母親が就労し、父親が働かずブラブラしている家族もかなりある。

この地区における非保育児でとくに問題になるのは、父親または母親の職場につれていかれる子どもである。この場合、母親の蒸発による父子家族が最も深刻な問題をかかえている。また、継っ子も多い。さらに、親の退社時刻と子どもの退所時刻があわないために子どもを預けない親や子どもを手元におきたい気持ちが強く保育所に子どもを預けたがらない親のいることに留意すべきである。

最後に、保育児と非保育児を通じて、この地区では、婚姻届の未了の両親をもつ子ども、母親の蒸発による父子家族、働きに出たがらない父親、保育所入所のための必要書類を整えられない親、親の退社と子どもの退所の時間がズレているため保育所に子どもを預けられない親など、諸種の病理性ないし問題をかかえる家族が少なくない。

これらに対処するには、まず各種の家族病理・個人病理を多角的に考察しなければならない。

とくに地域の特性からみて、鍵っ子対策として、基本的な生活習慣自立の場、遊びの組織化の場、集団づくりの場についての施策が検討されることが肝要である。

(e) 今後の課題は、他地区の保育所の機能や構造と当地区のそれとの差異を比較し、さらに各種の問題点を総合的な角度において検討することである。また、簡易宿泊所における各種の家族型による保育児について考察し、一般家庭の場合との差異にもとづいて、保育所入所のモードを知る必要がある。さらに各都市で芽生えている零歳児を預かる保育所の是非が、この地区の特殊性に鑑みて検討されなければならない。なおさらには、夜も働く母親のために、長時間開放の保育の問題もとりあげてみる必要があるだろう。これらの問題は、今後激増する働く婦人問題の視点から、その社会的重要性を増すであろう。

(光 川 晴 之)

## §5 所見(二)

就学前児の問題は、あいりん地区での比較的地味が目立たない問題である。単身労働者の街という性格が濃くなるにしたがってということもあるが、それだけではない。幼い子どもたちは、自分で大声をあげデモをし要求をつきつけたりはしないからである。マスコミもまた、サリドマイド児や砒素中毒児には注目しても、「連続射殺魔」永山則夫といった「異形」の事件でもないかぎり、人間の幼児期における人間形成の経過を着実にレポートしたりする余裕をもたないからである。

あいりん地区の就学前児の問題状況は、社会病理学でいう<解体>のそれに関係をもつ。<逸脱>は、社会規範からの<はみだし>として目立つが、<解体>は社会規範やその母胎である集団の<くずれ>として、前者に比して<可視性>に乏しいのである。そして当然、対策もまたたてることが容易ではないのである。

あいりん地区には、一応逸脱的とみえる行動をとる成人がかなりいる。酒に溺れる人、働きたがらない人、ギャンブルでその日を送る人など。逸脱と解体とは微妙にからんでいる。このような成人の逸脱も、地域や日本全体の<くずれ>にかかわりをもつのは事実だが、就学前児の場合は、特に<解体>との連関を強く意識せざるをえない。

身体の発育のよくない子ども、大小便の仕末が自分でできにくい子ども、変にマせてしまった子ども、病気を持った子どもなど一般社会のモデル(それが完全に健康な、というのではないが)から<はみだし>た彼らの問題は、彼らがまだおとなでないために、つまり、誰かの保育を要するという意味(これは、プラス・マイナス両面の意味がある)で、彼らだけの逸脱にとどまらず、彼らと親子兄弟姉妹、親戚などの関係の<くずれ>の側面が鋭く問題として浮んでくる。たん的にいえば、彼らの問題は、彼らの家庭、彼らの親、兄弟姉妹、隣近処の人たちを含めた全体の問題なのであり、彼らはそれとのかかわりのなかで背負いかねる重荷をかかえて、そこに生きるのである。

考えようによっては、大酒飲みの単身労働者よりも、幼い彼らは扱いやすい未完の素材ともいえるが、彼らのからみこまれている網の目に気づけば、問題の難しさがはっきりしてくる。それは、逸脱的行動とかパーソナリティの問題というよりは、親子のそれを中心にした関係の構造的破壊なのである。

親子関係の出発点は、親たる成人にあることはいうまでもない。この意味においては、子を生む母と夫との関係が、前面にでてくる。就学前児とその親たちとの関係は、関係ともいえぬ無自覚的・没主体的なものかもしれぬが、子どもらの預り知らぬ親たちの関係、またその解体、

そしてその上に展開される子どもらとの生活の構造の乱脈が、幼者を通じて解決を迫ってくる。

わたしたちが当面するのは、仕事にでる父や母のために就学前児を預かるといった形のものではない。子どもを預かることで、母親が売春に出れる。そして女房を稼がせることで、その夫、幼者の父(?)は、仕事をナマけ、パチンコもできる。だとしたら、就学前児を保育するとは、どういうことか。解体した家族の形骸を、維持存続させるだけになりはしまいか。すべてではなく一般的ともいえぬケースであるかもしれぬが、決して例外的とはいえぬであろうこのような関係を知りつつ保育することの意味について、保育者は悩むのである。保育者は、乳幼児の背後にあるものをまで、またその関係自体にまで立ち入らねばならない。保護者(?)なるものの価値意識とも抗わねばならない。保護者の家(もしくはドヤ)と保育所を往復するという形で顕在化している関係の意味について、自己の職業をかけて、配慮せざるをえない。

保育所でのしつけは、保護者のもとで破壊されるかもしれない。今日や刹那を満足させ、ミエで自己を納得させたい親たち(このスラム的ともいうべき価値観の意味は、コンテキスト次第で別の評価を与えるが、オスカー・ルイス『ラ・ビーダ』を見よ)は、馬鹿使いをするかもしれない。せめてカネのあるとき、景気の良いとき、元気なときウマイものを、走りのものをぜいたくして置きたい、儲かせたい、と思うかもしれない。それが保育所のミドル・クラスの処世観とズレる。そのような内面の斗いが、就学前児をこのあいりん地区で預るということのうちには、施設・財源・管理の問題ということのほかにも、また重なって加わる。

断定的にいうことは危険だが、この地区において、子どもは持とうとして持たれたのではない場合が少くない。保育所は、したがって、その尻ぬぐいであることもしばしばである。だがそれはくずれた内臓を治療することにはならない。尻ぬぐいにとどまらないためには、親ぐるみに「保育」しなければならない。その生活の構造、彼らの生活そのものにまで、自己をとどかせなければならない。保育者の自己における価値観、生活のあいさまの再検をふくめて。〈ぐるみ〉が不可能とすれば、親たちからの乳幼児の隔離、切断をかなり長期にわたって行なう特別な用意が必要となろう。自立した主体として、自らをこの世に送りだした親たちに子どもが、別異の生活姿勢で対抗し、変更を迫りうるにいたるときまで。

しかしこの特別な用意が、地区外の者たち(また地区内でも)によってあいりん出ときげすまれる形のものであってはならないとすれば、求められるのは、ミドル・クラスにおいてもしばしば指摘される親子・夫婦の関係の歪みを、そのものとして構造変化させる大きな構想を前提とするものであろう。かくて、あいりんの就学前児との取り組みをして、徒らなるシジフォ

愛隣地区の世帯数および人口

〔原資料：  
昭和45年国勢調査速報〕

	世帯数	人 口			昭和40年 国勢調査人口	40年国勢調査に比し	
		総 数	男	女		人口増加数	人口増加率
東四条1丁目	227	521	271	250	799	△ 278	△ 34.8%
" 2丁目	0	0	0	0	567	△ 567	(△100.0)
" 3丁目	214	505	297	208	731	△ 226	△ 30.9
東入船町	3,036	4,560	3,822	738	3,062	1,498	48.9
西入船町	1,790	2,068	1,805	263	1,350	718	53.2
甲岸町	1,453	1,919	1,507	412	1,087	832	76.6
海道町	1,651	2,287	1,817	470	1,925	362	18.8
東菰町	1,369	2,448	1,620	828	2,534	△ 86	△ 3.4
曳船町	623	1,546	815	731	1,880	△ 334	△ 17.8
東田町	2,663	4,116	2,934	1,182	3,104	1,012	32.6
今池町	1,198	2,428	1,436	992	2,252	176	7.8
東今船町	186	520	243	277	698	△ 178	△ 25.5
山王町1丁目	234	721	367	354	1,406	△ 685	△ 48.7
" 2丁目	1,402	3,601	1,829	1,772	4,199	△ 598	△ 14.2
" 3丁目	1,498	3,954	1,968	1,986	4,334	△ 880	△ 18.2
" 4丁目	617	1,656	740	916	1,957	△ 301	△ 15.4
計	18,761	32,350	21,471	11,379	32,385	465	1.4

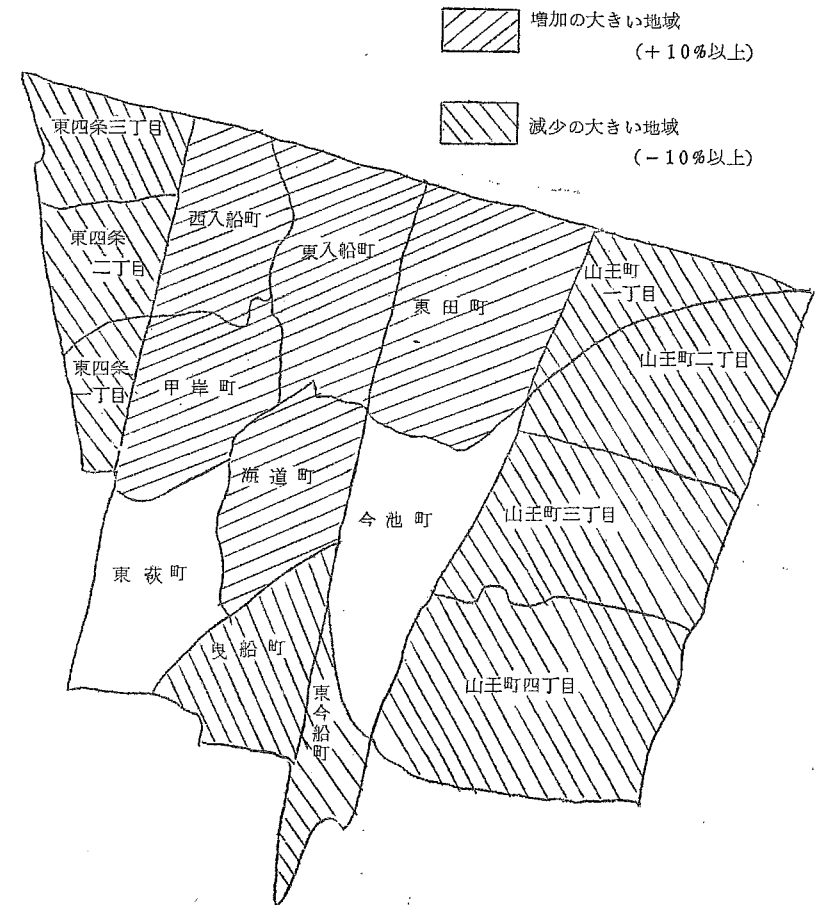
(昭和45年あいりん16町の性比133.69) ..... (昭和40年の性比110.57)

西成区	71,728	194,794	100,336	93,958	194,794	△18,025	△ 8.5
-----	--------	---------	---------	--------	---------	---------	-------

(昭和45年西成区の性比107.32) ..... (昭和40年の性比100.06)

あいりん地区の人口増減

(S.40-45年)



昭和46年3月印刷発行

発行所 大阪市民生局  
大阪市北区中之島1-4

編集者 関西都市社会学研究会  
大阪市西成区東田町73-1  
愛隣会館内

印刷所 三進社印刷株式会社  
大阪市北区葉村町1

大阪市民生局  
寄贈之相談所  
記

[150]

376.1  
96